

生安だより

令和2年9月発行
浦和西警察署
生活安全課

自転車を盗んではいけません！
～「ちょっとだけ」という甘い考えはありませんか？～

各種犯罪の入口になりうる、いわゆる「初発型非行」と呼ばれるものの1つに **自転車盗** があります！

この「自転車盗」の傾向として

自分の自転車が盗まれたから盗んだ

元の場所に戻せば大丈夫！

歩いて帰るの、面倒だから盗んじゃお

盗んでも警察にバレないでしょ！

逮捕されてから後悔しても遅い！

「自転車盗」は窃盗罪(10年以下の懲役又は50万円以下の罰金)です

保護者・近隣住民の皆さまへのお願い

日常生活における少年への声掛け
愛情を持った指導による規範意識の向上



各種犯罪に係る情報提供や非行防止教室等の依頼については、

浦和西警察署 (048-854-0110) まで

警察署では24時間相談受付、あなたのプライバシーは守られます。